

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都中央区日本橋兜町7番1号  
KABUTO ONE 4階  
HALL & CONFERENCE ホール

会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件

### 議決権の事前行使のお願い

同封の書面またはインターネット等による  
事前の議決権行使をお願い申し上げます。

### 議決権行使期限

2022年6月23日（木）午後5時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### ご来場される株主様へのお願い

- ご来場の株主様はマスクの着用をお願い申し上げます。
- ご入場前に検温にご協力いただく場合がございます。手指消毒用のアルコール消毒液を準備いたしますのでご利用ください。
- 感染予防にご協力いただけない場合には、ご入場をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。

平和不動産株式会社

証券コード：8803



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8803/>



株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号

**平和不動産株式会社**

代表取締役社長 土本清幸

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止および株主様の安全確保のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げますとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2	場 所	東京都中央区日本橋兜町7番1号 <b>KABUTO ONE 4階 HALL &amp; CONFERENCE ホール</b> (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。)
3	目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第102期連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

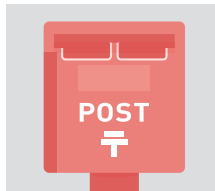
●今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト  
(<https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>) においてお知らせいたします。

## 議決権行使のご案内

議決権のご行使には次の3つの方法がございます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時到着分まで

### インターネット等



詳しくは  
次ページを  
ご覧ください

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時入力分まで

### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

日時

2022年6月24日(金曜日)  
午前10時

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 【議決権行使のお取り扱いについて】

各議案につき賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

ネットで招集  
Provided by TAKARA Printing

**「ネットで招集」のご案内**

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンも快適にご覧いただけます。

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8803/>

### 《インターネットによる開示に関するご案内》

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ① 事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
  - ② 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
  - ③ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に下記当社ウェブサイトに掲載いたしました。

当社ウェブサイト

<https://www.heiwa-net.co.jp/ir/stock/meeting.html>

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2022年6月23日(木)午後5時入力分まで

スマートフォンをご利用の方 → 「スマート行使®」をご利用ください。

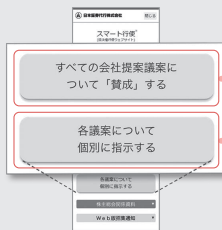
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

STEP 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

パソコン等をご利用の方 → 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

STEP 1

議決権行使ウェブサイト  
にアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



STEP 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へ進む」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

ご注意 ■書面とインターネット等により、重複して議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

■インターネット接続等に係る費用は、株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使に関する  
お問い合わせ先



インターネット等による議決権行使でご不明な点につきましては右記  
にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時 (土曜、日曜、祝日も受付)

## 株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによりライブ配信いたしますので、ご活用ください。

1 当社の指定する下記ウェブサイトアクセスしてください。

公開日時

2022年6月24日(金曜日) 午前9時30分より  
(株主総会は10時より開始いたします)



配信URL

<https://8803.ksoukai.jp>

2 株主IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従い株主IDおよびパスワードをご入力ください。

株主ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている **株主番号**

パスワード

株主様のご登録住所の **郵便番号**

3 注意書きにご同意いただき、「参加」ボタンをクリックし、ご視聴ください。

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます(2~3ページをご参照ください)。また同様に、当日の審議の際にご質問およびご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴およびお問い合わせいただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主ID(株主番号)およびパスワード(郵便番号)の第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

ライブ配信に関する  
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

**株主IDおよびパスワードについて**

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社

**0120-707-843**

受付時間 午前9時~午後5時  
(土曜、日曜、祝日除く)

**ライブ配信の視聴について ※当日のみ**

株式会社ブイキューブ

**03-4213-4030**

受付時間 6月24日(金)  
午前9時~株主総会終了まで

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、再開発事業やビルディング事業をはじめとする長期的な事業を安定的に展開し、株主価値を向上させるために必要な内部留保の確保を前提としたうえで、株主還元を実施しております。資本コストおよび資本効率を意識しつつ、事業投資リターン水準を踏まえ、2020年度から2023年度においては連結総還元性向70%程度を目標に利益還元することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、次のとおりとさせていただきますと存じます。

### 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金54円

総額1,976,938,758円

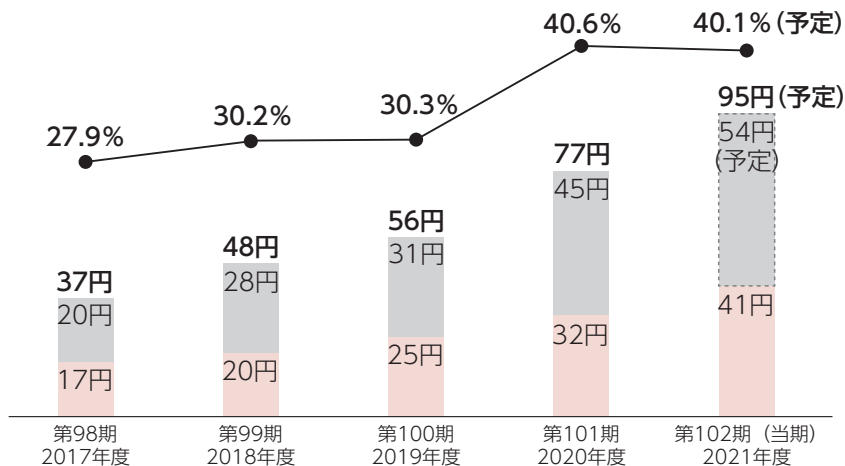
(注) 当期の年間配当は、中間配当41円と合わせて1株につき金95円となり、前期に比べ18円増配となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

<ご参考：1株当たり年間配当金/連結配当性向>

■ 中間配当 ■ 期末配当 ● 連結配当性向



(注) 第98期(2017年度)の1株当たり年間配当金には、創立70周年記念配当4円(中間2円、期末2円)が含まれております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、監督と執行の分離による取締役会の監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化および機動的な経営の推進、法定の指名・監査・報酬委員会による経営の透明性・客観性の向上、グローバルな視点でのガバナンス体制の構築を図ることを目的として、指名委員会等設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、各委員会および執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設を行うものであります。

なお、定款変更案のうち、取締役および執行役の責任を法令に規定する限度内に免除できる旨の規定の新設（変更案第26条第1項および第35条）については、各監査役の同意を得ております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が生じるものといたします。ただし、現行定款第16条の削除および変更案第16条の新設については、附則第1条に定める日に効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (記載省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p>2 <u>株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役または執行役がこれにあたる。当該取締役または執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定める全部または一部について、書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>



現行定款	変更案
<p data-bbox="309 205 592 228">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="172 258 270 281">(員数)</p> <p data-bbox="160 284 586 306">第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="172 334 450 356">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="160 359 740 382">第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="160 385 740 435">2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めることができる。</p> <p data-bbox="172 462 470 485">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="160 488 740 538">第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="160 565 740 636">2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="172 663 368 686">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="160 689 740 760">第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="160 763 740 813">2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="160 840 432 863">第25条～第26条（記載省略）</p> <p data-bbox="172 890 250 913">(報酬等)</p> <p data-bbox="160 916 740 987">第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="172 1014 409 1037">(取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="160 1040 485 1062">第28条 <span style="float: right;">(新設)</span></p> <p data-bbox="160 1143 740 1214">当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="910 205 1192 228">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="783 258 881 281">(員数)</p> <p data-bbox="765 284 1191 306">第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="1025 334 1085 356">(削除)</p> <p data-bbox="777 462 1075 485">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="765 488 1345 559">第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="765 562 1345 633">2 前項に従い定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="777 660 973 683">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="765 686 1345 757">第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="765 760 1345 810">2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="765 837 1058 860">第24条～第25条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1025 887 1085 910">(削除)</p> <p data-bbox="777 1014 954 1037">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="765 1040 1345 1143">第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="765 1146 1345 1241">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任 期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(監査役との責任限定契約)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 当会社は、監査役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</p>	

現行定款	変更案
〔新設〕	第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
〔新設〕	(員 数) 第27条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。
〔新設〕	(選定方法) 第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。
〔新設〕	(委員会規則) 第29条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。
〔新設〕	第6章 執行役
〔新設〕	(員 数) 第30条 当会社の執行役は、1名以上とする。
〔新設〕	(選任方法) 第31条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
〔新設〕	(任 期) 第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度末日までとする。 2 増員または補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。
〔新設〕	(代表執行役および役付執行役) 第33条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 2 前項に定めるほか、取締役会は、その決議によって役付執行役を選定することができる。
〔新設〕	(執行役規則) 第34条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める執行役規則による。
〔新設〕	(執行役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第37条 (記載省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	
<p>第40条 (記載省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 現行定款第16条の規定の削除および変更案第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p>
	<p>2 施行日から次の定めを設けるものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会から3か月が経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、本総会終結の時をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、現任の取締役全員（9名）および監査役全員（4名）は任期満了となりますので、第2号議案の承認および効力の発生を条件として、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者9名のうち、社外取締役候補者は過半数の5名であります。

当社では、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める指名委員会を設置しておりますが、本総会に先立ちまして、この指名委員会が取締役候補者を審議のうえ取締役会に答申し、取締役会がその答申に基づき本案を決定いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	在任期間	取締役会出席状況(2021年度)
1	つちもと きよ ゆき 土本清幸 [男性] 再任	代表取締役社長 社長執行役員	5年	14回/14回 (100%)
2	やま だ かず お 山田和雄 [男性] 再任	取締役 専務執行役員	11年	14回/14回 (100%)
3	あお やま たか ひさ 青山誉久 [男性] 新任	執行役員	一年	一回/一回 (一%)
4	こ ばやし だい すけ 小林大輔 [男性] 新任 非執行	平和不動産アセットマネジ メント株式会社取締役	一年	一回/一回 (一%)
5	ます い き いちろう 増井喜一郎 [男性] 再任 社外	社外取締役	5年	14回/14回 (100%)
6	もり ぐち たか ひろ 森口隆宏 [男性] 再任 社外	社外取締役	2年	14回/14回 (100%)
7	うつのみや じゅん こ 宇都宮純子 [女性] 再任 社外	社外取締役	2年	14回/14回 (100%)
8	やま だ えい し 山田英司 [男性] 新任 社外	—	一年	一回/一回 (一%)
9	やま ぐち みつ のぶ 山口光信 [男性] 新任 社外	—	一年	一回/一回 (一%)

候補者 番号	つちもと きよ ゆき	再任	
	<b>土本清幸</b>	(1959年11月19日生)	
1	所有する当社株式の数……………	16,117株	
	(うち株式報酬制度に基づき給付予定の株式の数)	(10,323株)	
	取締役会出席状況……………	14回／14回 (100%)	
	在任期間……………	5年	

#### 略歴、地位および担当

1982年 4月	東京証券取引所入所	2018年 6月	当社ビルディング事業部管掌
2013年 6月	株式会社東京証券取引所常務取締役	2019年 5月	当社代表取締役 当社社長業務代行
2014年 6月	同社取締役常務執行役員	2019年12月	当社代表取締役社長 (現任) 当社社長執行役員 (現任)
2016年 4月	同社取締役専務執行役員		
2017年 6月	当社取締役 当社専務執行役員 当社不動産営業部管掌		

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

土本清幸氏は、2017年6月に取締役、2019年12月に代表取締役社長に就任し、当社の経営を担っております。これまで不動産営業部およびビルディング事業部を管掌し、ビル賃貸事業におけるテナントリーシング等を統括したほか、代表取締役社長就任後は、日本橋兜町・茅場町再開発事業をはじめとする中期経営計画を推進することにより、経営全般において、株式会社東京証券取引所における経営経験や、かかる経歴に基づく金融・証券界とのネットワークを活用するなど、その推進に強力なリーダーシップを発揮しております。

このことから、同氏の当社における経営経験および当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの事業運営を広く見渡す業務執行責任者を兼務する立場として、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画し、また当社グループ全体の大局的な方向性の議論を深めるための説明責任を果たすことにより、取締役会が業務執行の状況等を適切に把握することで、より実効的な監督機能を発揮し、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待して、同氏を取締役候補者として選任いたしました。

候補者  
番号

2

やま だ かず お  
山 田 和 雄

再任

(1957年2月24日生)

所有する当社株式の数	23,238株
(うち株式報酬制度に基づき給付予定の株式の数)	(6,869株)
取締役会出席状況	14回/14回 (100%)
在任期間	11年



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 略歴、地位および担当

1980年4月	当社入社	2011年6月	当社取締役(現任) 当社常務執行役員 当社総務企画本部長
2004年12月	当社ビルディング事業部長	2014年6月	当社不動産ソリューション部管掌
2006年7月	当社ビルディング事業部長兼札幌支店長	2016年6月	当社開発企画部(開発)管掌
2007年4月	当社財務部長	2018年6月	当社開発推進部(開発)管掌
2009年6月	当社執行役員	2020年6月	当社専務執行役員(現任) 当社開発推進部、不動産投資事業部管掌 (現任)
2010年6月	当社総務本副本部長・企画財務グループ リーダー		


### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由

山田和雄氏は、2011年6月に取締役に就任し、当社の経営を担っております。これまでビルディング事業部長や財務部長等を歴任、ビルディング事業や財務運営等において豊富な経験を有しております。また、取締役就任後は不動産ソリューション部、開発推進部および不動産投資事業部等を管掌し、再開発事業の推進やアセットマネジメント事業の拡大において大きく貢献しております。

このことから、同氏の当社における経営経験および当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの業務執行を兼務する立場として、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画し、また再開発事業等における重要なテーマについての議論を深めるための説明責任を果たすことにより、取締役会が業務執行の状況等を適切に把握することで、より実効的な監督機能を発揮し、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待して、同氏を取締役候補者として選任いたしました。

候補者 番号	あお やま たか ひさ <b>青 山 誉 久</b>	新任 (1969年8月29日生)	
3	所有する当社株式の数……………	5,226株	
	(うち株式報酬制度に基づき給付予定の株式の数)	(2,451株)	
	取締役会出席状況……………	-回 / -回 (-%)	
	在任期間……………	-年	

**略歴、地位および担当**

1993年 4月	当社入社	2020年 6月	当社執行役員 (現任)
2014年 6月	当社財務部長		当社不動産投資事業部管掌 (現任)
2017年 6月	当社不動産営業部長		当社不動産投資事業部長 (現任)
2018年 6月	当社ビルディング事業部長		

**重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

**取締役候補者とした理由**

青山誉久氏は、これまで財務部長やビルディング事業部長等を歴任し、当社の安定的な財務運営や、ビルディング事業の発展に大きく貢献しております。また、2020年6月より執行役員として不動産投資事業部を管掌し、かかる事業において豊富な経験を有しております。

このことから、同氏の当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの業務執行を兼務する立場として、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画し、また財務戦略等における重要なテーマについての議論を深めるための説明責任を果たすことにより、取締役会が業務執行の状況等を適切に把握することで、より実効的な監督機能を発揮し、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待して、同氏を取締役候補者として選任いたしました。



候補者  
番号

4

こ ぼやし だい すけ  
小 林 大 輔

新任 非執行  
(1969年5月3日生)



所有する当社株式の数	3,268株
取締役会出席状況	-回/-回 (-%)
在任期間	-年

#### 略歴、地位および担当

1993年4月 当社入社  
2006年8月 当社総務部兼IR室  
2013年6月 当社賃貸事業本部名古屋支店長  
2020年6月 平和不動産アセットマネジメント株式会社出向  
取締役業務企画本部長（現任）

#### 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### 取締役候補者とした理由

小林大輔氏は、当社総務部門やビル賃貸事業における豊富な経験と実績を有していることに加え、当社のグループ会社である上場リートの資産運用会社において取締役業務企画本部長を務めており、財務・会計に関する知見および経営経験を有しております。

このことから、同氏の当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、取締役会にて取締役として重要な意思決定に参画することにより、取締役会が実効的な監督機能を発揮すること、また同氏の選任が承認された場合、本総会終了後、同氏は常勤の監査委員を務める予定であり、当社グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者として選任いたしました。

招集（通知）


株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	ます い き いちろう <b>増 井 喜 一 郎</b>		再任	社外	独立	
			(1950年7月16日生)			
5	所有する当社株式の数	2,273株				
	取締役会出席状況	14回/14回 (100%)				
	在任期間	5年				

#### 略歴、地位および担当

1973年 4月	大蔵省入省	2013年 7月	日本投資者保護基金理事長 (2018年6月退任)
2000年 6月	大蔵省近畿財務局長	2014年 6月	公益財団法人日本証券経済研究所理事長 (現任)
2003年 7月	金融庁総務企画局長 (2005年8月退任)	2016年 6月	株式会社日本格付研究所社外取締役 (現任)
2005年 9月	日本証券業協会専務理事	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)
2006年 5月	日本証券業協会副会長・専務理事	2022年 6月	アイザワ証券グループ株式会社社外取締役 (就任予定)
2008年 7月	日本証券業協会副会長 (2013年6月退任)		
2012年 6月	株式会社東京証券会館取締役 (2017年6月退任)		

#### 重要な兼職の状況

公益財団法人日本証券経済研究所理事長  
株式会社日本格付研究所社外取締役  
アイザワ証券グループ株式会社社外取締役 (2022年6月就任予定)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

増井喜一郎氏は、公益財団法人日本証券経済研究所の理事長を務めており、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、証券関連団体の要職を歴任するなど、金融・証券界における豊富な経験と高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員長として、当該委員会において当社の役員人事等に関し、客観的・中立的立場から意見を述べていただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

#### 独立性について

増井喜一郎氏が理事長を務める公益財団法人日本証券経済研究所と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益 (連結売上高) の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員独立性判断基準」(24頁参照)における当社の主要な取引先 (基準: 当社連結営業収益 (連結売上高) の2%超) の業務執行者に該当せず、同基準を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者  
番号

6

もり ぐち たか ひろ  
森 口 隆 宏

再任 社外 独立  
(1944年5月22日生)



所有する当社株式の数…………… 584株  
取締役会出席状況…………… 14回/14回 (100%)  
在任期間…………… 2年

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 略歴、地位および担当

1967年4月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2004年5月	同社代表取締役副頭取業務全般総括(2005年6月退任)
1995年6月	同社取締役、ユニオン・バンク取締役副会長(1997年5月退任)	2005年6月	同社常任顧問
1996年4月	株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 取締役	2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 常任顧問(2006年1月退任)
1997年5月	ユニオンバンク・コーポレーション頭取(2001年6月退任)	2006年2月	J.P.モルガン証券会社(現JPモルガン証券株式会社) 会長
	ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア頭取(2001年6月退任)	2006年4月	JPモルガン証券株式会社取締役会長
2000年6月	株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 常務取締役	2006年6月	同社代表取締役会長兼CEO兼社長
2001年7月	同社常務取締役トレジャリー部門長兼EC推進部門長	2007年9月	同社代表取締役会長(2016年6月退任)
2003年5月	同社代表取締役副頭取グローバル企業部門長	2016年7月	同社シニアアドバイザー(2016年12月退任)
		2020年6月	当社社外取締役(現任)

## 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森口隆宏氏は、株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の代表取締役副頭取、JPモルガン証券株式会社の代表取締役会長を務めた経歴を持ち、また米国において銀行の頭取を務めるなど、金融・証券に関する幅広い知見、国際的な業務経験、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から業務執行に対する独立した客観的立場からの監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員および報酬委員会委員長として、これらの委員会において当社の役員人事等および役員報酬等に関し、客観的・中立的立場から意見を述べていただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

## 独立性について

森口隆宏氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」(24頁参照)を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者 番号	うつのみや じゅん こ <b>宇都宮 純 子</b>	再任	社外	独立	
	戸籍上の氏名 森田 純子 (1971年6月21日生)				
7	所有する当社株式の数	584株			
	取締役会出席状況	14回／14回 (100%)			
	在任期間	2年			

### 略歴、地位および担当

2000年4月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 入所	2018年2月	宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 共同代表パートナー (現任)
2007年10月	株式会社東京証券取引所出向 (2009年4月 まで)	2018年10月	ラクスル株式会社社外監査役
2011年11月	宇都宮総合法律事務所開設	2019年10月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2012年6月	株式会社スタートトゥデイ (現株式会社 ZOZO) 社外監査役 (現任)	2020年6月	当社社外取締役 (現任)
2013年4月	株式会社ソラスト社外監査役 (2020年6月 退任)	2021年3月	ペプチドリーム株式会社社外取締役 (監査 等委員) (現任)
2013年9月	株式会社アドベンチャー社外取締役 (2020 年9月退任)		

### 重要な兼職の状況

宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表パートナー  
株式会社ZOZO社外監査役  
ラクスル株式会社社外取締役 (監査等委員)  
ペプチドリーム株式会社社外取締役 (監査等委員)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇都宮純子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、他の上場会社における社外取締役を務めるなど、企業法務の分野における豊富な経験と高い見識を有しております。

同氏には、このような観点から業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員として、当該委員会において当社の役員人事等に関し、客観的・中立的立場から意見を述べていただいております。

このことから、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

### 独立性について

宇都宮純子氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員独立性判断基準」(24頁参照)を充足しております。

このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。

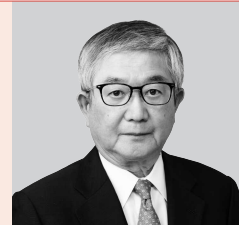
なお、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

候補者  
番号

8

やま だ えい じ  
山 田 英 司

新任 社外 独立  
(1955年7月18日生)



所有する当社株式の数…………… 一株  
取締役会出席状況…………… 一回／一回（－％）  
在任期間…………… 一年

#### 略歴、地位および担当

1978年 4月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社	2015年 6月	同社顧問（2017年6月退任） 日本電子計算株式会社代表取締役社長 （2021年6月退任）
2005年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ執行役員	2017年 6月	株式会社千葉興業銀行社外取締役（現任）
2011年 6月	同社取締役常務執行役員	2021年 6月	日本電子計算株式会社顧問（現任） 株式会社極洋社外取締役（現任）
2012年 6月	同社代表取締役副社長執行役員		

#### 重要な兼職の状況

株式会社千葉興業銀行社外取締役  
株式会社極洋社外取締役  
日本電子計算株式会社顧問

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役副社長執行役員、日本電子計算株式会社の代表取締役社長を務めた経歴を持ち、他の上場会社における社外取締役を務めるなど、データ通信やシステム開発分野等における豊富な経験と、経営者としての高い見識を有しております。  
このような観点から、業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たすことにより、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

#### 独立性について

山田英司氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の実効性判断基準」（24頁参照）を充足しております。  
このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。  
なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

招集（通知）


株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番号	やま    ぐち    みつ    のぶ <b>山   口   光   信</b> (1958年1月24日生)	新任   社外   独立	
9	所有する当社株式の数…………… 一株 取締役会出席状況…………… 一回／一回（－％） 在任期間…………… 一年		

**略歴、地位および担当**

1983年 9月	監査法人太田哲三事務所（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所	2007年 5月	新日本監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）代表社員（2020年6月定年退職）
1987年 8月	公認会計士登録	2020年 7月	山口公認会計士事務所開設 所長（現任）
1996年 7月	米国アーンスト&ヤング会計事務所デトロイト事務所駐在	2021年 6月	株式会社メイテック社外監査役（現任）
2001年 5月	監査法人太田昭和センチュリー（現 E Y 新日本有限責任監査法人）社員		

**重要な兼職の状況**

山口公認会計士事務所所長  
株式会社メイテック社外監査役

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

山口光信氏は、公認会計士としての高い専門性を備え、米国における勤務経験を持つほか、他の上場会社における社外監査役を務めるなど、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務会計および監査の分野における豊富な経験と、国際的な業務経験を有しております。  
このような観点から、業務執行に対する独立した客観的立場からの実効的な監督や経営への助言等において適切な役割を果たすことにより、社外取締役として、取締役会および委員会の実効性向上、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、同氏を社外取締役候補者として選任いたしました。

**独立性について**

山口光信氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の実効性判断基準」（24頁参照）を充足しております。  
このことから、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断しております。  
なお、新たに株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、内数として表示している業績連動型株式報酬制度に基づき退任後に給付される予定の当社株式の数(当該制度における給付済みポイント数に相当する株式数)を含めて表示しております。なお、取締役が退任等した場合、原則として、退任時まで付与されたポイント数に応じた数の70%に相当する当社株式を給付します。残りの付与されたポイント数に応じた数の当社株式については、換価の上、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。
3. 増井喜一郎氏、森口隆宏氏、宇都宮純子氏、山田英司氏および山口光信氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、増井喜一郎氏、森口隆宏氏および宇都宮純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小林大輔氏、山田英司氏および山口光信氏が選任された場合は、当社は各氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、現在当社は全ての社外取締役と当該契約を締結しております。
5. 当社は、保険会社との間で当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しており、2022年12月に同内容での更新を予定しております。取締役候補者のうち再任の候補者はすでに本保険契約の被保険者であり、再任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約では填補する額について限度額を設けることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
6. 宇都宮純子氏は、2013年9月から2020年9月まで株式会社アドベンチャーの社外取締役に就任しておりましたが、その任中に、同子会社の従業員による着服行為が判明しました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんが、日頃から同社において法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、本件事実の判明後においては徹底的な調査および再発防止策の策定を要請し、同社の取組みを監督するなど、その職責を適切に遂行しておりました。

#### [ご参考：取締役候補者の独立性に関する補足説明]

##### 候補者番号5番 増井喜一郎氏

増井喜一郎氏が2022年6月に社外取締役に就任予定のアイザワ証券グループ株式会社と当社とはお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」(24頁参照)における当社の主要株主(基準：当社発行済株式総数の10%以上)の業務執行者に該当していないことから、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。

##### 候補者番号6番 森口隆宏氏

森口隆宏氏が代表取締役副頭取を務めた株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)と当社とは借入等の取引がありますが、同社を2006年1月に退任後約16年が経過しており、それ以降は同社の経営に関与しておらず、業務執行も行っていないことから、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。

##### 候補者番号7番 宇都宮純子氏

宇都宮純子氏が2007年10月から2009年4月まで出向していた株式会社東京証券取引所と当社とは不動産賃貸に係る取引がありますが、同社の出向を解かれてから約13年が経過しているほか、同氏の本務は弁護士であり、当該出向は同氏の弁護士として20年を超えるキャリアのうち2年間に限定されていることから、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。

**【ご参考：株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス】**

当社は、中期経営計画「Challenge & Progress」の実現に向け、取締役会がその意思決定機能および経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべき専門知識や経験として、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「国際性」、「金融・証券」、「企画・営業」、「DX・IT」をスキルセットとしており、本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

取締役候補者	企業経営	財務・会計	法務	国際性	金融・証券	企画・営業	DX・IT	就任予定の委員会		
								指名	監査	報酬
土本清幸	●				●	●		●		●
山田和雄	●	●				●				
青山誉久	●	●				●				
小林大輔	●	●				●			●	
増井喜一郎					●	●		★		
森口隆宏	●	●		●	●	●		●		★
宇都宮純子			●					●	●	
山田英司	●					●	●			●
山口光信		●		●					★	

★委員長 ※上記一覧表は、取締役候補者の有する全てのスキルを表すものではありません。

**【ご参考：政策保有株式に関する縮減の取組み】**

現行の中期経営計画において、政策保有株式の縮減に取り組むこととしており、2022年3月期には1銘柄8億29百万円（売却価格）の上場株式を売却しました。この結果、2022年3月末時点で当社が保有する政策保有株式は、上場株式については28銘柄、総額152億27百万円（当連結会計年度末における時価）であります。



〈ご参考〉

### 独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の2. に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

#### 1. 社外役員の選任方針

社外役員の選任に当たっては、当人ととの間に人的関係、資本的关系、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

#### 2. 社外役員の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注1、注2
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注3
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注4
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注5
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注6
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注7
- (7) 上記(1)～(6)に該当する者の近親者 ※注8
- (8) 上記(1)～(7)に過去3年間において該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社に行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間1,000万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間1,000万円を超える額の寄付をいう。
7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。
8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な流行の中、依然として厳しい状況で推移いたしました。足許においては、政府の各種政策の効果等により、景気の持ち直しが期待されるものの、新型コロナウイルスの世界的な蔓延や地政学リスク等が国内外の経済に与える影響に十分注意する必要がある状況です。

不動産業界におきましては、賃貸オフィス市場については、新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークの普及等によるオフィスの在り方の変化等を背景にオフィスの統合・縮小傾向が進む中、空室率が高い水準で推移し、賃料の低下が継続いたしました。不動産投資市場については、低金利等による良好な資金調達環境における不動産投資家の高い投資意欲を背景に、積極的な物件取得が継続いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループでは2020年4月30日に公表した中期経営計画「Challenge & Progress」の事業戦略に沿い、再開発事業の推進、外部成長をはじめとしたビルディング事業、アセットマネジメント事業等に取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいりました。さらには、サステナビリティ経営の実践を戦略に掲げ、特に脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、温室効果ガス排出量削減の中長期目標を更新し、当社グループ全体の温室効果ガス排出量（Scope1+2）を2018年度比で2030年度までに50%削減とする新目標を設定いたしました。また、気候変動がビジネスにもたらすリスク・機会に関する情報開示を推奨する「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を表明し、今後も情報開示を拡充してまいります。引き続き、脱炭素の取組みを一層強化することで、「街づくりに貢献する会社」として、サステナブルな社会の実現・持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

この結果、当社グループの連結業績につきましては、売上高は578億18百万円（前期比227億69百万円、65.0%増）、営業利益は126億15百万円（同13億86百万円、12.3%増）、経常利益は115億72百万円（同13億27百万円、13.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は87億5百万円（同15億86百万円、22.3%増）となり、過去最高益を更新いたしました。

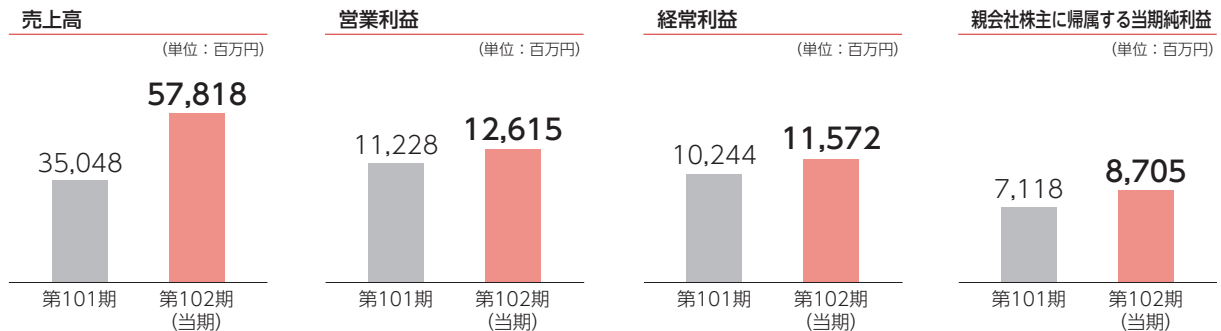
なお、当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、2022年3月期からの報告セグメント区分の変更を決議いたしました。

今後計画している事業展開を踏まえ、従来「アセットマネジメント事業」に属していた、販売用不動産の開発・売却・運用等および固定資産の取得・売却を行っている不動産投資事業部を当連結会計年度より「ビルディング事業」に変更しております。また、子会社であります平和不動産プロパティマネジメント株式会社は、従来の「その他の事業」から当連結会計年度より「ビルディング事業」に含めております。

今回の変更により、「ビルディング事業」は、証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに売却等を行うこととなり、「アセットマネジメント事業」は、平和不動産リート投資法人の資産運用およびハウジングサービス株式会社による不動産の仲介等を行うこととなります。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分方法に基づき作成したものを開示しております。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。





## ビルディング事業

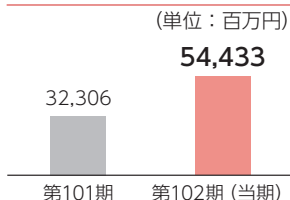
### 主な事業内容

証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに売却等

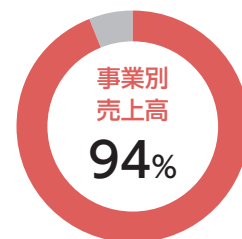
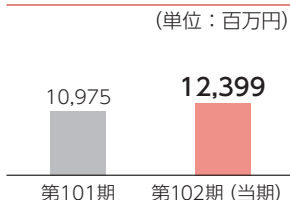
ビルディング事業のうち、賃貸収益は、前期に取得した兜町第7平和ビル（東京都中央区）、新橋スクエアビル（東京都港区）および平和不動産日本橋ビル（東京都中央区）、今期取得した兜町平和ダイヤビル（東京都中央区）、今期開業したKABUTO ONE（東京都中央区）の賃貸収益貢献、テナント解約違約金の計上等により、261億11百万円（前期比34億86百万円、15.4%増）となりました。また、物件売却収入は、販売用不動産の売却が大幅に増加したことにより267億70百万円（同186億10百万円、228.1%増）となりました。これにその他を含めた本事業の売上高は544億33百万円（同221億27百万円、68.5%増）、営業利益は123億99百万円（同14億23百万円、13.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における当社グループのビルの空室率は4.46%（再開発関連の貸し止め等を除く）となります。

### 売上高



### 営業利益



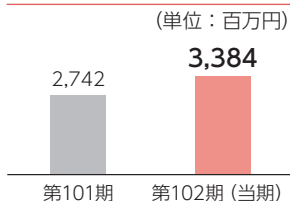
## アセットマネジメント事業

### 主な事業内容

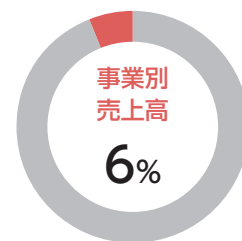
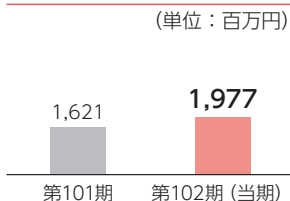
平和不動産リート投資法人の資産運用および不動産の仲介等

アセットマネジメント事業のうち、アセットマネジメント収益は21億92百万円（前期比1億21百万円、5.9%増）、仲介手数料は11億91百万円（同5億20百万円、77.5%増）となり、本事業の売上高は33億84百万円（同6億41百万円、23.4%増）、営業利益は19億77百万円（同3億56百万円、22.0%増）となりました。

### 売上高



### 営業利益



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、「KABUTO ONE」（東京都中央区）の建築および「兜町平和ダイヤビル」（東京都中央区）の取得等により、総額216億46百万円の設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府による各種政策の効果等もあり、景気の持ち直しが期待されるものの、新型コロナウイルスの世界的な蔓延や地政学リスク等が国内外の経済に与える影響に十分注意する必要がある状況です。

当社グループの経営環境においては、テレワークの普及等による今後のオフィスの在り方の変化等が賃貸オフィス市場へ与える影響、国内外の金利動向等が不動産投資市場へ与える影響等に留意が必要である状況です。

このような事業環境のもと、当社グループでは2020年度から2023年度までを計画期間とした中期経営計画「Challenge & Progress」において、以下の事業戦略に取り組んでおります。

### ◇平和不動産グループが目指す姿

「街づくりに貢献する会社」として、環境・社会課題の解決や各ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じて満足度を高めることにより、サステナブルな社会の実現に貢献するとともに企業価値の向上を図ります。

#### 「街づくりに貢献する会社としてサステナブルな社会の実現への貢献」

日本橋兜町・茅場町の再活性化、札幌再開発事業、アセットマネジメント等に取り組み、環境・防災力に配慮した安心・安全な街づくりを推進し、サステナブルな社会の実現に貢献いたします。

#### 「上場不動産会社としての株主価値の向上」

当社グループが持つ企業価値の源泉を最大限に活用し、不動産の付加価値を創出・実現することにより、資本効率を高め、株主へ還元することにより株主価値を向上いたします。

### ◇中期経営計画「Challenge & Progress」（2020年度～2023年度）の位置付け

日本橋兜町・茅場町再活性化、札幌再開発の事業化、外部成長・内部成長を通じた付加価値創出のビジネスモデルに転換するとともに、サステナビリティ施策の推進による社会課題の解決に貢献することにより、「街づくりに貢献する会社」として挑戦・飛躍をしていく期間と位置付けます。

## ◇事業戦略（2020年度～2023年度）

### （1）再開発事業

#### ① 日本橋兜町・茅場町の再活性化

KABUTO ONEの開業、KITOKIの竣工、(仮称) 兜町12プロジェクトの事業化などにより、街づくりをカタチにするとともに、街づくり対象エリア全体の賑わい創出や「国際金融都市・東京」構想への貢献等に取り組むことによりサステナブルかつ多様性のある街づくりを推進いたします。

#### ② 札幌再開発事業化の推進

大通西四丁目南地区（道銀ビルディング・新大通ビルディング所在街区）市街地再開発の事業化を目指すとともに、札幌駅南口北4西3地区（札幌駅前合同ビル所在街区）市街地再開発に参画することにより、札幌再開発事業を本格的に推進いたします。

### （2）ビルディング事業

#### ① 外部成長・内部成長等の推進

新規賃貸資産の取得によりポートフォリオを積み上げるとともに、ポートフォリオ入替の過程において物件売却益を獲得いたします。また、賃貸オフィス市場の動向に基づいた賃料増額改定を実行することによりポートフォリオの収益性向上を図ります。

#### ② 環境性能・防災力の向上を目的としたサステナブルなビル運営等の推進

環境配慮、防災力向上等の社会課題解決に対応したビル運営・設備投資を実施することにより、長期的な目線においてCO<sub>2</sub>の削減等に取り組めます。

#### ③ 棚卸資産の売却等による収益獲得

開発、リースアップ、リニューアル工事等を行い、価値を最大化した上での収益物件売却やHFレジデンスシリーズの開発等により、収益の獲得を目指します。

### （3）アセットマネジメント事業

#### ① アセットマネジメント収益等の拡大

平和不動産リート投資法人の成長サポート等により、アセットマネジメントフィー等の当社グループ収益の拡大を図ります。

### （4）コーポレート

#### ① 資本コストおよび資本効率を意識した資本政策の推進

資本コストおよび資本効率を意識した資本政策を推進するため、KPIとして2020年度から2023年度の期間において、ROE6%以上、連結総還元性向70%程度（2023年までに連結配当性向50%程度）の目標を設定しております。

#### ② コーポレート・ガバナンスの強化

指名委員会等設置会社への移行、社外取締役を過半数とした取締役会構成、政策保有株式の縮減等により、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ります。また、役職員のコンプライアンス意識の向上をはじめとしたコンプライアンス強化を推進いたします。

#### ③ サステナビリティ経営の実践

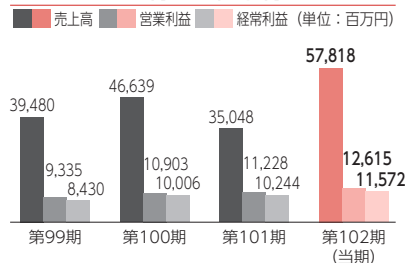
サステナブルな社会および成長を実現するため、企業活動を通じて社会課題の解決、SDGsへの貢献に取り組むため、「サステナビリティ委員会」を中心に、気候変動などの環境に対する取組みを含め、サステナビリティ施策に関するPDCAをモニタリングし、重要な内容については取締役会への報告等を行うことにより、サステナビリティ経営の実効性を高めてまいります。また、従業員の健康増進、社内コミュニケーションの強化を図り、組織の活力を高めることにより企業価値向上を目指します。

(5) 財産および損益の状況

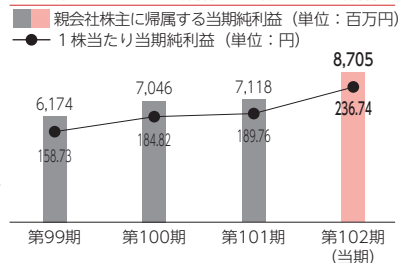
区 分	第99期 (2018年度)	第100期 (2019年度)	第101期 (2020年度)	第102期 (当連結会計年度) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	39,480	46,639	35,048	57,818
営 業 利 益 (百万円)	9,335	10,903	11,228	12,615
経 常 利 益 (百万円)	8,430	10,006	10,244	11,572
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,174	7,046	7,118	8,705
1株当たり当期純利益 (円)	158.73	184.82	189.76	236.74
総 資 産 (百万円)	335,572	339,545	381,353	376,210
純 資 産 (百万円)	109,075	107,302	118,639	119,278
1株当たり純資産 (円)	2,819.82	2,837.29	3,190.09	3,269.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算定しております。  
 なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。  
 2. 第100期より業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」、第102期より「従業員向け株式給付信託」を導入しております。同制度に係る信託が所有する当社株式は、連結計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定する際に当該株式の数を自己株式の数に含めております。  
 3. 第102期(当連結会計年度)の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第102期については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

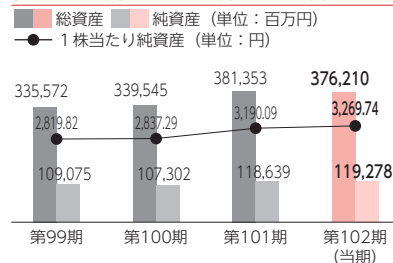
売上高／営業利益／経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益



総資産／純資産／1株当たり純資産



**(6) 重要な親会社および子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
平和不動産プロパティ マネジメント株式会社	134	100.0	プロパティマネジメント、建物設備保守 管理、改修工事請負および保険代理店業 務等
ハウジングサービス株式会社	95	100.0	不動産の仲介等
平和不動産アセット マネジメント株式会社	295	100.0	平和不動産リート投資法人の資産運用
株式会社東京証券会館	100	100.0	不動産の所有および賃貸、ホール・会議 室および飲食店の経営等

(注) 当社は、2022年3月1日を効力発生日として、連結子会社であった合同会社エルエー3および兜町12合同会社をそれぞれ吸収合併いたしました。

**(7) 主要な事業内容**

事業区分	主要な事業内容
ビルディング事業	証券取引所、オフィス、商業施設および住宅等の開発、賃貸、管理ならびに売却等
アセットマネジメント事業	平和不動産リート投資法人の資産運用および不動産の仲介等

**(8) 主要な営業所**

会社名	所在地
平和不動産株式会社	本店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌支店：札幌市中央区 大阪支店：大阪市中央区 福岡支店：福岡市中央区
平和不動産プロパティ マネジメント株式会社	本店：東京都中央区 名古屋支店：名古屋市中区 大阪支店：大阪市中央区
ハウジングサービス株式会社	大阪市中央区
平和不動産アセット マネジメント株式会社	東京都中央区
株式会社東京証券会館	東京都中央区

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ビルディング事業	133名	△6名
アセットマネジメント事業	80名	+6名
全社（共通）	27名	0名
計	240名	0名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
 3. 当連結会計年度より報告セグメント区分の変更を行っており、前連結会計年度末のセグメント別の従業員数は変更後の区分方法に基づき比較しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	△11名	43.2才	15.9年

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
	百万円
株式会社りそな銀行	28,755
株式会社みずほ銀行	23,307
株式会社三井住友銀行	19,759
株式会社七十七銀行	17,680
株式会社三菱UFJ銀行	13,631



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 38,859,996株（自己株式2,250,019株を含む。）  
 (3) 株 主 数 17,324名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,865	13.29
三菱地所株式会社	4,274	11.67
CGML P B C L I E N T A C C O U N T / C O L L A T E R A L	3,900	10.65
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,319	9.07
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 9 6 9	1,082	2.96
大成建設株式会社	532	1.45
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	479	1.31
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	467	1.28
株式会社りそな銀行	445	1.22
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	421	1.15

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（2,250,019株）を控除して計算しております。  
 2. 当社は、自己株式2,250,019株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、「役員向け株式給付信託」および「従業員向け株式給付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式130,400株は、当該自己株式に含めておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### ① 自己株式の取得

当社は2021年4月30日および2022年1月31日開催の取締役会におきまして、それぞれ会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議を行い、以下のとおり取得いたしました。

2021年4月30日開催の取締役会決議による自己株式の取得について	
取得対象株式の種類および数	普通株式510,300株
取得価額の総額	1,999,994,960円
取得した期間	2021年5月20日～2021年11月8日

2022年1月31日開催の取締役会決議による自己株式の取得について

取得対象株式の種類および数	普通株式126,300株
取得価額の総額	499,963,500円
取得した期間	2022年2月1日～2022年2月24日

② 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2019年6月26日開催の第99回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。）および執行役員（国内非居住者を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」を導入しております。

当連結会計年度末において、当該信託が保有する当社株式数は59,300株であります。

③ 従業員向け株式給付信託の導入

当社は、2021年5月18日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」を導入いたしました。

当連結会計年度末において、当該信託が保有する当社株式数は71,100株であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	土本清幸	
代表取締役 専務執行役員	岩崎範郎	企画総務部、財務部、法務室管掌
取締役 専務執行役員	山田和雄	開発推進部、不動産投資事業部管掌
取締役 執行役員	水田廣樹	地域共創部管掌
取締役 執行役員	中尾友治	ビルディング事業部管掌
社外取締役	増井喜一郎	公益財団法人日本証券経済研究所理事長 株式会社日本格付研究所社外取締役
社外取締役	太田順司	
社外取締役	森口隆宏	
社外取締役	宇都宮純子	宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表パートナー 株式会社ZOZO社外監査役 ラグスル株式会社社外取締役（監査等委員） ペプチドリーム株式会社社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	加藤尚人	
常勤社外監査役	下村昌作	
社外監査役	椿 慎美	
社外監査役	関根 淳	株式会社栃木銀行社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち増井喜一郎氏、太田順司氏、森口隆宏氏および宇都宮純子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち下村昌作氏、椿慎美氏および関根淳氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤尚人氏は、財務・総務等の業務における豊富な経験と実績から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役椿慎美氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役関根淳氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役増井喜一郎氏、取締役太田順司氏、取締役森口隆宏氏、取締役宇都宮純子氏、監査役下村昌作氏、監査役椿慎美氏および監査役関根淳氏は、各証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 2021年6月24日開催の第101回定時株主総会において、下村昌作氏は新たに監査役に就任いたしました。
8. 2021年6月24日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、広瀬雅行氏は監査役を退任いたしました。

9. 執行役員は取締役の土本清幸氏、岩崎範郎氏、山田和雄氏、水田廣樹氏および中尾友治氏のほか次の3名であり、その担当業務は以下のとおりであります。なお、2022年3月31日をもって、高野明仁氏は任期満了により退任いたしました。

執行役員	瀬尾宣浩	企画総務部、法務室管掌	企画総務部長兼法務室長
執行役員	青山誉久	不動産投資事業部管掌	不動産投資事業部長
執行役員	高野明仁	開発推進部管掌	開発推進部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しております。

また、2022年12月に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では填補する額について限度額を設けることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ①取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役等（取締役および執行役員をいいます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改正しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役を中心として構成される報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針

- 取締役および執行役員の報酬等（以下「役員報酬」という。）は、経営方針を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの原則に則り、以下を基本方針とする。
  - ①中長期的な企業価値および企業業績の向上に対する動機付けを行う
  - ②株主との価値共有を図る
  - ③優秀な人材の確保に資する水準・体系とする
  - ④客観性・透明性が十分に担保された決定プロセスとする
- 役員報酬は、基本報酬としての固定報酬、短期インセンティブとしての賞与、中期インセンティブとしての業績連動型株式報酬で構成する。ただし、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- 基本報酬は、役位ごとの役割の大きさおよび責任範囲に基づき役員報酬の体系を基に業績等を考慮し、総合的に勘案して決定する。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとする。
- 基本報酬は、月例の固定報酬とする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

(1)賞与

- 短期インセンティブは、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、賞与を毎年6月に現金報酬として支給する。
- 賞与は、役位に応じた基準額に親会社株主に帰属する当期純利益の実績に応じた係数を乗じ、さらに役位別の月額固定報酬に個人評価（ESG評価含む）に応じた係数を乗じた額を加算して算出する。親会社株主に帰属する当期純利益に係る係数は0%から150%の範囲で、個人評価（ESG評価含む）に係る係数は0%から100%の範囲で、それぞれ変動させて決定する。
- 取締役の賞与の総額については、株主還元とのバランスを考慮し、当該決算期に係る配当総額の5%を上限とする。
- 執行役員の賞与については、取締役の賞与に準じて決定する。

(2)業績連動型株式報酬

- 中長期インセンティブは、固定部分と業績連動部分から構成する業績連動型株式報酬とする。
- 固定部分は役位に応じて決定され、業績連動部分は業績条件の達成度や株価水準等に応じて決定される。
- 固定部分は株主との価値共有の強化を、業績連動部分は企業業績および中長期的な企業価値の向上に対する動機付け、ならびに企業業績と報酬の連動性強化を目的とする。
- 株式の給付は、株式給付信託を利用し、原則として対象となる取締役および執行役員の退任時にこれを行うものとする。

<業績連動型株式報酬算定の基準>

- 業績連動部分の評価指標は、中長期的な業績向上の観点から、本業の稼働力を端的に示す連結営業利益、および企業価値向上の結果として株主が享受するリターンを示すTSR（Total Shareholder Return）とする。
- 業績連動部分の株式報酬は、連結営業利益の業績目標に対する達成度に応じて、またTSRの株価指数との相対評価に応じて、それぞれ0%から150%の範囲で変動させて決定する。
- 詳細は、取締役会決議により定める株式給付規程に定めるものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- 種類別の報酬割合については、同業他社等の報酬水準等を踏まえ、報酬委員会の答申に従って取締役会で決定することとし、目標業績達成時において概ね以下の割合を目安とする。

項目	固定報酬	賞与	業績連動型株式報酬
位置付け	基本報酬	短期インセンティブ	中長期インセンティブ
総報酬に対する割合 (目安)	55%~65%	20%~30%	10%~20%

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

- 個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役等の個人別の基本報酬の額および賞与の額とする。

- ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が作成した原案を社外取締役を中心として構成される報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、代表取締役社長から決定方法等の説明を受け、また報酬委員会の答申内容を確認することなどにより、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	308 (32)	183 (32)	94	31	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	58 (37)	58 (37)	—	—	5 (4)
合計 (うち社外役員)	367 (69)	241 (69)	94	31	14 (8)

- (注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（社外監査役）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額は、2008年6月26日開催の第88回定時株主総会決議により社外取締役を除く取締役（当該決議時点の対象となる取締役の員数は7名であります。）については年額2億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会決議により社外取締役（当該決議時点の対象となる社外取締役の員数は4名であります。）については年額40百万円以内となっております。
3. 上記（注）2. 記載の取締役の報酬等の額は別枠で、2019年6月26日開催の第99回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下本項において同じ。）および執行役員（国内非居住者を除きます。以下本項において同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は5名、取締役を兼務しない執行役員の員数は2名であり、取締役および執行役員への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として信託へ拠出する資金の上限を、3事業年度を対象に1億50百万円と決議いただいております。なお、上記の取締役の報酬等の額には、業績連動型株式報酬として当事業年度に費用計上した31百万円を含んでおります。
4. 監査役報酬等の額は、2018年6月26日開催の第98回定時株主総会決議により年額70百万円以内となっております。当該決議時点の対象となる監査役の員数は4名であります。

### ③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、短期インセンティブとして賞与を支給しており、その業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、親会社株主に帰属する当期純利益としております。賞与は、役位に応じた基準額に親会社株主に帰属する当期純利益の実績に応じた係数を乗じ、さらに役位別（代表取締役社長を除く）の月額固定報酬に個人評価（ESG評価含む）に応じた係数を乗じた額を加算して算出してしております。親会社株主に帰属する当期純利益に係る係数は下限0%（親会社株主に帰属する当期純利益の実績が赤字の場合）から上限150%（同実績が90億円以上の場合）の範囲で、個人評価（ESG評価含む）に係る係数は50%を標準とする0%から100%の5段階の範囲で、それぞれ変動させて決定しております。詳細は、「3.（4）①取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」（35頁参照）に記載のとおりであります。

当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の業績目標は、当初見通しである73億円であり、実績は「1.（5）財産および損益の状況」（29頁参照）に記載のとおりであります。なお、上記②の表に記載の業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、当社における取締役賞与は、株主総会決議により決議いただいた上記②（注）2. の取締役の報酬等の額の範囲内で支給させていただくこととしております。

### ④業績連動型株式報酬の内容

中長期インセンティブとして業績連動型株式報酬を導入しております。当該株式報酬は固定部分と業績連動部分で構成され、上記②の表に記載の業績連動型株式報酬の内訳は、固定部分が15百万円、業績連動部分が15百万円であります。業績連動部分の評価指標は、中長期的な業績向上の観点から、本業の稼ぐ力を端的に示す連結営業利益、および企業価値向上の結果として株主が享受するリターンを示すTSR（Total Shareholder Return）としており、業績連動部分の株式報酬は、連結営業利益の業績目標に対する達成度に応じて、またTSRの株価指数との相対評価に応じて、それぞれ0%から150%の範囲で変動させて決定しております。なお、いずれの評価指標も、その達成度または相対評価が100%以上120%未満を標準として、係数を100%としております。詳細は、「3.（4）①取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」（35頁参照）に記載のとおりであります。

当事業年度における連結営業利益の業績目標は、当初見通しである115億円であり、実績は「1.（5）財産および損益の状況」（29頁参照）に記載のとおりであります。また、TSRの株価指数との相対評価は目標を設定しておりません。当事業年度における当該相対評価の実績は118%であります。

上記②の表に記載の業績連動型株式報酬は、当該制度に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。

### ⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長土本清幸に対し、各取締役等の基本報酬の額および賞与の額の決定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が作成した原案を、社外取締役を中心として構成される報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、当事業年度における報酬委員会の構成員は以下のとおりであります。

- 委員長 森口 隆宏（社外取締役）
- 委員 太田 順司（社外取締役）
- 委員 土本 清幸（代表取締役社長）

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先の状況	当社との関係
取締役	増 井 喜一郎	公益財団法人日本証券経済研究所理事長	当社は、同社との間で不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益(連結売上高)の1%未満であります。
		株式会社日本格付研究所社外取締役	重要な関係はありません。
取締役	宇都宮 純 子	宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表パートナー	重要な関係はありません。
		株式会社ZOZO社外監査役	重要な関係はありません。
		ラクスル株式会社社外取締役(監査等委員)	重要な関係はありません。
		ペパチドリーム株式会社社外取締役(監査等委員)	重要な関係はありません。
監査役	関 根 淳	株式会社栃木銀行社外取締役	重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等の出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	増 井 喜一郎	取締役会 14回/14回 (100%)	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に金融・証券界で培われた専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	太 田 順 司	取締役会 14回/14回 (100%)	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に企業経営の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。



区 分	氏 名	取締役会等の出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役	森 口 隆 宏	取締役会 14回／14回（100%）	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に企業経営や国際的な観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員および報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事等および役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	宇都宮 純 子	取締役会 14回／14回（100%）	取締役会において、知識・経験を活かし、客観的な視点から意見を述べており、特に弁護士としての専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員人事等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	下 村 昌 作	取締役会 10回／10回（100%） 監査役会 11回／11回（100%）	知識・経験を活かし、監査に関する重要事項の協議および取締役会の意思決定過程の妥当性・適正性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。
監査役	椿 慎 美	取締役会 14回／14回（100%） 監査役会 14回／14回（100%）	知識・経験を活かし、監査に関する重要事項の協議および取締役会の意思決定過程の妥当性・適正性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。
監査役	関 根 淳	取締役会 14回／14回（100%） 監査役会 14回／14回（100%）	知識・経験を活かし、監査に関する重要事項の協議および取締役会の意思決定過程の妥当性・適正性の確保のために適宜質問・指摘を行っております。

（注）監査役下村昌作氏は、2021年6月24日開催の定時株主総会において選任されているため、就任以降の出席状況を記載しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

35百万円

②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、関係部署および会計監査人から必要とする資料を入手し、または報告を受け、監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性、専門性および職務遂行状況等を確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

以 上

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>53,548</b>	<b>流動負債</b>	<b>30,710</b>
現金及び預金	23,211	営業未払金	3,367
営業未収入金	1,809	1年内償還予定の社債	4,327
有価証券	5,014	短期借入金	3,800
販売用不動産	19,623	1年内返済予定の長期借入金	13,077
仕掛販売用不動産	251	未払法人税等	3,300
営業出資	1,624	未払消費税等	96
その他	2,038	役員賞与引当金	118
貸倒引当金	△25	賞与引当金	250
<b>固定資産</b>	<b>322,492</b>	その他	2,372
<b>有形固定資産</b>	<b>249,379</b>	<b>固定負債</b>	<b>226,221</b>
建物及び構築物	82,947	社債	23,889
機械装置及び運搬器具	492	長期借入金	157,143
工具、器具及び備品	560	長期未払金	4,000
土地	163,624	受入敷金保証金	22,514
建設仮勘定	1,754	繰延税金負債	10,170
<b>無形固定資産</b>	<b>28,811</b>	再評価に係る繰延税金負債	7,613
借地権	28,560	株式給付引当金	101
その他	251	退職給付に係る負債	119
<b>投資その他の資産</b>	<b>44,301</b>	資産除去債務	669
投資有価証券	39,066	<b>負債合計</b>	<b>256,931</b>
繰延税金資産	156	(純資産の部)	
その他	5,079	<b>株主資本</b>	<b>84,165</b>
<b>繰延資産</b>	<b>169</b>	資本金	21,492
社債発行費	169	資本剰余金	19,720
		利益剰余金	50,258
		自己株式	△7,306
		その他の包括利益累計額	35,113
		その他有価証券評価差額金	18,068
		土地再評価差額金	17,045
<b>資産合計</b>	<b>376,210</b>	<b>純資産合計</b>	<b>119,278</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>376,210</b>

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		57,818
売上原価		40,126
売上総利益		17,691
販売費及び一般管理費		5,076
営業利益		12,615
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	540	
雑収入	45	585
営業外費用		
支払利息	1,207	
社債利息	206	
社債発行費償却	56	
雑損失	158	1,628
経常利益		11,572
特別利益		
固定資産売却益	344	
投資有価証券売却益	761	1,106
特別損失		
固定資産除却損	49	
建替関連損失	82	
減損損失	2	133
税金等調整前当期純利益		12,544
法人税、住民税及び事業税	4,113	
法人税等調整額	△274	3,839
当期純利益		8,705
親会社株主に帰属する当期純利益		8,705

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,254	流動負債	31,360
現金及び預金	19,669	営業未払金	2,998
営業未収入金	1,182	1年内償還予定の社債	4,327
有価証券	5,014	短期借入金	5,550
販売用不動産	19,623	1年内返済予定の長期借入金	13,077
仕掛販売用不動産	251	未払金	78
営業用資産	1,624	未払費用	132
短期貸付	75	未払法人税等	3,003
未収入金	18	未払消費税	0
未収入益	1,580	前受金	1,270
立替金	0	預り金	660
仮払引当金	224	役員賞与引当金	94
倒引当金	15	賞与引当金	169
	△25	固定負債	220,902
固定資産	316,414	社長長期借入金	23,889
有形固定資産	238,785	長期未払金	157,143
建物	79,478	受入敷金保証金	4,000
構築物	260	延税負債	19,184
機械及び装置	492	再評価に係る繰延税金負債	8,281
車両運搬具	0	株式給付引当金	7,613
工具、器具及び備品	498	株退職給付引当金	101
土地	156,302	資産除去債務	44
建設仮勘定	1,754	負債合計	252,263
無形固定資産	28,796	(純資産の部)	
借地権	28,567	株主資本	78,803
商標	10	資本剰余金	21,492
ソフトウェア	208	資本剰余金	19,720
電話加入権	9	その他資本剰余金	19,720
施設利用権	0	利益剰余金	0
投資その他の資産	48,833	利益準備金	44,896
投資有価証券	38,349	利益準備金	1,453
関係会社株	8,351	その他利益剰余金	43,442
出資	21	圧縮積立金	2,237
長期前払費用	941	別途積立金	10,115
差入保証金	1,169	繰越利益剰余金	31,090
繰延資産	169	自己株式	△7,306
社債発行費	169	評価・換算差額等	34,771
資産合計	365,838	その他有価証券評価差額金	17,726
		土地再評価差額金	17,045
		純資産合計	113,574
		負債純資産合計	365,838

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売上	高価		52,823
売上	原価		38,532
売上	総利益		14,291
販売費及び一般管理費			3,042
営業外収益			11,248
受取利息及び受取配当金		1,234	
雑収入		45	1,279
営業外費用			
支払利息		1,214	
社債発行費		206	
社債償却		56	
雑損		158	1,635
経常利益			10,893
特別利益			
固定資産売却益		348	
投資有価証券売却益		761	1,109
特別損失			
固定資産除却損失		11	
建替関連損失		82	
減損損失		2	95
税引前当期純利益			11,907
法人税、住民税及び事業税		3,669	
法人税等調整額		△291	3,377
当期純利益			8,529

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

平和不動産株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽生 博文  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和不動産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

平和不動産株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽生 博文  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和不動産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。なお、その際、新型コロナウイルス感染症対策として一部の監査にウェブ会議システムを活用しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

平和不動産株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤尚人	Ⓜ
常勤監査役 (社外監査役)	下村昌作	Ⓜ
社外監査役	樫根美	Ⓜ
社外監査役	関根淳	Ⓜ

以上







